

役員及び評議員の報酬等に 関する規程

平成30年6月26日 施行

平成29年6月20日 適用

社会福祉法人 ひまわり福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程新旧条文対照表

変 更 前	変 更 後
<p>(定義等)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員並びに評議員選任・解任委員を併せて役員等という。</p> <p>(2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。</p> <p>(3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。</p> <p>(4) 報酬等とは、報酬（実費弁償費相当額を含む）、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わないものとする。</p> <p>(報酬等の支給)</p> <p>第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。</p> <p>(1) 常勤の理事 報酬</p> <p>(2) 非常勤の役員 報酬</p> <p>(3) 評議員 報酬</p> <p>(4) 評議員選任・解任委員 報酬</p> <p>(報酬等の額の算定方法)</p> <p>第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、評議員会が役職に応じた一人当たりの報酬上限額（別表第1）を定めた上で、理事の具体的な報酬金額については理事会が決定する。</p> <p>2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。</p> <p>3 評議員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。</p> <p>4 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。</p> <p>(報酬等の支給方法)</p> <p>第5条 報酬等の支給の方法は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。</p> <p>(1) 常勤の理事の報酬は、毎月15日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、給与規程第4条の規定に準じて支給）</p> <p>(2) 非常勤の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員に対する報酬は、理事会又は評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席の都度、支給する。</p> <p>2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。</p> <p>3 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。</p>	<p>(定義等)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員並びに評議員選任・解任委員を併せて役員等という。</p> <p>(2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。</p> <p>(3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。</p> <p>(4) 報酬等とは、報酬（実費弁償費相当額を含む）、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わないものとする。</p> <p>(報酬等の支給)</p> <p>第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。</p> <p>(1) 常勤の理事 報酬 ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。</p> <p>(2) 常勤役員等 常勤役員等退職手当 法人の将来の安定性及び継続性を維持するため、法人の公的債務の連帯保証人として登記した常勤理事等のみへ、理事会が定める「常勤役員等退職手当規程」に基づき、法人の運営状況等を勘案し、常勤役員等退職手当を報酬等として支給することができる。</p> <p>(3) 非常勤の役員 報酬</p> <p>(4) 評議員 報酬</p> <p>(5) 評議員選任・解任委員 報酬</p> <p>(報酬等の額の算定方法)</p> <p>第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、評議員会が役職に応じた一人当たりの報酬上限額（別表第1）を定めた上で、理事の具体的な報酬金額については理事会が決定する。</p> <p>2 常勤役員等退職手当は、標準月額給与×総勤務年数×係数より算定する。総勤務年数は、法人の公的債務の連帯保証人に登記した日の属する月から、退職した日の属する月をもとに総勤務年数を算定する。係数上限は、総勤務年数25年以上～30年未満で290/100とする。上記算定式により、算定された額を限度とし、理事会が定める「常勤役員等退職手当規程」に基づき算出される額を、常勤役員等退職手当として支給することができる。</p> <p>3 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。</p> <p>4 評議員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。</p> <p>5 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。</p> <p>(報酬等の支給方法)</p> <p>第5条 報酬等の支給の方法は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。</p> <p>(1) 常勤の理事の報酬は、毎月15日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、給与規程第4条の規定に準じて支給）</p> <p>(2) 非常勤の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員に対する報酬は、理事会又は評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席の都度、支給する。</p> <p>(3) 常勤役員等退職手当は、退任又は死亡等により退職した後3ヶ月以内に支給することができる。ただし、理事会が定める「常勤役員等退職手当規程」に基づき、法人の運営状況等を勘案し、時期及び支給方法等を別に定めることができる。</p> <p>2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。</p> <p>3 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。</p>

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬総額（年額）
理事	全員※1に該当するため報酬の定めなし

※1 常勤の理事は、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されるため報酬等は支給しない。（第3条第1項）

別表第2（非常勤の役員の報酬）

名称	報酬（実費弁償含む）
理事会・評議員会出席報酬	20,000円（日額）
監事監査指導報酬	20,000円（日額）

※2 非常勤の役員の報酬総額（年額）1,000千円評議員会が決定

別表第3（評議員の報酬）

名称	報酬（実費弁償含む）
評議員会出席報酬	20,000円（日額）

※3 評議員の報酬総額（年額）1,000千円（定款第9条）

別表第4（評議員選任・解任委員の報酬）

名称	報酬（実費弁償含む）
評議員選任・解任委員会出席報酬	20,000円（日額）

別表第5

旅費	宿泊費	報酬（日額）	その他
実費	20,000円	20,000円	実費

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬総額（年額）
理事	全員※1に該当するため報酬の定めなし

※1 常勤の理事は、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されるため報酬は支給しない。（第3条第1項）

別表第2（非常勤の役員の報酬）

名称	報酬（実費弁償含む）
理事会・評議員会出席報酬	20,000円（日額）
監事監査指導報酬	20,000円（日額）

※2 非常勤の役員の報酬総額（年額）1,000千円評議員会が決定

別表第3（評議員の報酬）

名称	報酬（実費弁償含む）
評議員会出席報酬	20,000円（日額）

※3 評議員の報酬総額（年額）1,000千円（定款第9条）

別表第4（評議員選任・解任委員の報酬）

名称	報酬（実費弁償含む）
評議員選任・解任委員会出席報酬	20,000円（日額）

別表第5（旅費等）

旅費	宿泊費	報酬（日額）	その他
実費	20,000円	20,000円	実費

附則

この規程は平成30年6月26日から施行し、平成29年6月20日から適用する

役員及び評議員の報酬等に関する規程

目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び定款23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員並びに評議員選任・解任委員を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬（実費弁償費相当額を含む）、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わないものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬
ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。
- (2) 常勤役員等 常勤役員等退職手当
法人の将来の安定性及び継続性を維持するため、法人の公的債務の連帯保証人として登記した常勤理事等のみへ、理事会が定める「常勤役員等退職手当規程」に基づき、法人の運営状況等を勘案し、常勤役員等退職手当を報酬等として支給することができる。
- (3) 非常勤の役員 報酬
- (4) 評議員 報酬
- (5) 評議員選任・解任委員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、評議員会が役職に応じた一人当たりの報酬上限額（別表第1）を定めた上で、理事の具体的な報酬金額については理事会が決定する。

2 常勤役員等退職手当は、標準月額給与×総勤務年数×係数より算定する。総勤務年数は、法人の公的債務の連帯保証人に登記した日の属する月から、退職した日の属する月をもとに総勤務年数を算定する。係数上限は、総勤務年数25年以上～30年未満で290/100とする。上記算定式により、算定された額を限度とし、理事会が定める「常勤役員等退職手当規程」に基づき算出される額を、常勤役員等退職手当として支給することができる。

- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- 4 評議員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。
- 5 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給の方法は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤の理事の報酬は、毎月15日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、給与規程第4条の規定に準じて支給)
 - (2) 非常勤の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員に対する報酬は、理事会又は評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席の都度、支給する。
 - (3) 常勤役員等退職手当は、退任又は死亡等により退職した後3ヶ月以内に支給することができる。ただし、理事会が定める「常勤役員等退職手当規程」に基づき、法人の運営状況等を勘案し、時期及び支給方法を別に定めることができる。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表第5により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、給与規程第10条により計算する。
- 4 第2項の規定の係わらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この基準は、平成30年6月26日から施行し、平成29年6月20日から適用する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬総額（年額）
理事	全員※1に該当するため報酬の定めなし

※1 常勤の理事は、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されるため報酬は支給しない。（第3条第1項）

別表第2（非常勤の役員の報酬）

名称	報酬（実費弁償含む）
理事会・評議員会出席報酬	20,000円（日額）
監事監査指導報酬	20,000円（日額）

※2 非常勤の役員の報酬総額（年額）1,000千円評議員会が決定

別表第3（評議員の報酬）

名称	報酬（実費弁償含む）
評議員会出席報酬	20,000円（日額）

※3 評議員の報酬総額（年額）1,000千円（定款第9条）

別表第4（評議員選任・解任委員の報酬）

名称	報酬（実費弁償含む）
評議員選任・解任委員会出席報酬	20,000円（日額）

別表第5（旅費等）

旅費	宿泊費	報酬（日額）	その他
実費	20,000円	20,000円	実費

